

請負業者各位

建設リサイクル法対象建設工事の施工にあたっての留意点について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、平成14年5月30日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」が施行されたことに伴い、特定建設資材が使用されたものの解体工事、又はその施工に特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事に対して、分別解体等及び再資源化等が義務付けられましたので、市発注工事を受注するにあたりましては、この留意点をご理解され、適正な履行に努めてください。

記

1 対象となる建設工事

対象建設工事		規模基準	
建 築 物	解体工事	延べ床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積	500㎡以上
	修繕又は模様替工事（リフォーム等）	請負金額	1億円以上
その他工作物（土木工事等）		請負金額	500万円以上

※「建設リサイクル法」対象工事については、その旨を特記仕様書に記載してあります。
（記載がない場合は、工事担当監督員に確認してください。）

2 対象となる建設資材（特定建設資材）

- （1） コンクリート
- （2） コンクリート及び鉄から成る建設資材
- （3） アスファルト・コンクリート
- （4） 木材

3 法律の概要

- （1） 建設工事における分別解体等と再資源化等の義務付け
- （2） 発注者・受注者の届出・契約等の手続きの整備
- （3） 解体工事業者の登録制度の創設

4 市への届出等

「建設リサイクル法」対象工事を受注した方は、「建設リサイクル法」の規定により、以下の届出等が必要となります。

(1) 請負業者から発注者への書面による説明等

- ① 請け負うこととなる建設工事の種類に応じて、別添の「法第12条第1項に基づく書面」を使用し、あらかじめ工事担当監督員に説明のうえ、契約担当課に契約書とともに提出してください。

(2) 建設工事請負契約書への「分別解体等の方法」等の記載

- ① 建設工事請負契約書に以下の事項の記載が必要となります。
 - ・分別解体等の方法
 - ・解体工事に要する費用
 - ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要する費用
- ② 上記の記載には、請け負うこととなる建設工事の種類に応じて、別添の「解体工事に要する費用等取扱特記事項」を使用し、契約約款の最後に綴じてください。

(3) 下請契約の締結

- ① 請け負った建設工事について下請契約を締結する場合は、その規模に係わらず元請業者と下請業者間で取り交わす契約書についても、市と元請業者間で取り交わした事項と同様の記載が必要となります。
- ② 工事担当課が千葉県知事に通知した事項の写しを元請業者に交付しますので、下請業者に対して「分別解体等の計画」等を告知してください。

(4) 建設工事の施工等

- ① 分別解体等及び再資源化等を実施し、関係法令を遵守し、適切な工事の施工を行ってください。
- ② 知事、又は市は請負業者に対し、必要に応じて分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、必要な報告の徴収及び建設工事現場等への立入検査を行うことがあります。

(5) 元請業者から発注者への完了報告

再資源化等の完了後、別添の「再資源化等報告書」を工事担当課に提出してください。

また、これに関する資料は大切に保管してください。